ARTICLE

図書館協議会の可能 草の根からの図書館振興 推

筑波大学図書館情報メディア系教授 薬袋秀樹

はじめに

が、課題も多い。とが多い。以前と比べて、図書館協議会の活動は活発化していると言われる議会の活動に関するニュースを聞くこ、近年、公立図書館における図書館協

学図書館情報メディア系) る調査で取り上げられる場合もある。 ている(注言)。 二〇一二年に平山陽菜・池内淳(筑波大 いては、一九八五年に日本図書館協会(準) 置図書館数の調査が行われている(ヨこ) 査」で県別、地方公共団体の種類別に設 三年ごとに、文部科学省の「社会教育調 ついて、 全国の図書館協議会の詳しい実態につ 図書館協議会の設置の現状については 図書館協議会の現状、 関係文献と筆者の協議会委 公立図書館の特定事項に関す 可能性 が調査を行っ 課題

図書館協議会設置の趣旨

(一)現行図書館法(二〇一一年改正)(一)現行図書館法(二〇一一年改正)の任務は「図書館の運営に関し館長のの任務は「図書館の運営に関し館長のの任務は「図書館の運営に関し館長のの任務は「図書館法(二〇一一年改正)

> 条)。 の条例で定めなければならない(一--

ため えられた (一六条)。 基準を参酌するものとする」が付け加 準については、文部科学省令で定める 図書館法が改正され、「委員の任命の (平成二三年法律第一○五号) によって 二〇一一年に、 性を高めるための改革の推 の関係法律の整備に関 地 域 0 自 [主性] でする法 進 を図 岌び

(二) 図書館法の改正 (二〇〇八年) (二) 図書館法の改正 (二〇〇八年) でに学識経験のある者の中から任命すびに学識経験のある者の中から任命することとする」と定められた (一二条)。ることとする」と定められた (一二条)。ることとする」と定められた (一二条)。ることとする」と定められた (一二条)。

条が次のように改正された(傍線が改二〇〇八年の図書館法改正で、第三

員の経験をもとに論じてみたい。

部分)(語)。 要となっ て、 社会教育に これ たためであ は、 おい 教育基本法改 ても 家 庭 正 教

学校教育及び社会教育の 資 う 上に 項 庭 Fi する活 峙 0 教 実施に 留意 更に に、一五条に 育 0) 事 図 0) 書館 情及 し 向 学校教育を援助 動 努めなけれ 上に資することとなるよ を行う者」が び おおむね次に掲 育を援助し、及び家一般公衆の希望に沿 図書館 「家庭教育の ばならな 関 奉仕の 係者、 追 加 げる 1, され ため、 向上 家庭 事

教育の 員会が任命する」と改正され 文で具体的に定められてい 時点では、 に学識経 向 験の 上に 委員の要件が図書館 ある者の 資する活 中から、 動 を行う者並び た。 教育委 法 この 0 条

ましい基準(二〇〇一年) (三) 公立図書館の設置及び運営上の 望

準」では、「2 されるよう努めるものとする」、 書館協議会」 [書館の設置及び運営上 二〇〇一年に大臣告示され 努めるも に応 は 凶 分 地 書館協議会の委員には Ū に反映した図書館 域 書館法 0) |状況 のとする」と定められた。 多様な人材の参画 で、 市 を 0) 図 MI 制 踏 村立 まえ、 定以来 書館 0 図書館 望 0) 協 運 利 た 議 ま その 「を得る 営が 民会を設 一公立 用 図 抻 し 書館 域の 者の į , 10 た な 患

図

館

0)

設置及び運営上

の望

は

利

用

者」という用

語が ましい基 たも 協 議 0) 会 であ 0) 在 り 方 1= つ 15 7 初 め 7 規 定

次の この ように定められてい $\overline{1}$ 萴 3 で

は

ない。 び 会 1 民に公表するよう努めなけ 評 の協 ビ 公立図書館 の達 価を行うとともに、 ス 力を得つつ、 0) 状況に !成状況等に は、 ついて、 各年度 関 前 その し自 項 0) 図 0) 1ら点: [書館 れば 結果を住 数 図 書 なら 検及 値 協 館 E 議 サ

れてい 関 を大きく変えるものであ して、 図 書館 る。 図書館 サ これ ĺ ピ は 協 ス 図 議 0) 書館 殿会の協・ 自己点: 協 議 力 検 が求め 会の 任 務 らに

(四)『これからの図書館像』(二〇〇六年) 二〇〇六年に、これからの 义 書館 0)

計 評価結 業務 得つつ定期 これからの図書館像しほでは、 在り方検討協力者会議から発表され $\widehat{\underline{\mathcal{I}}}$ 善に結びつけていくことが重要である。 図 圓 (二九頁) 『を策定 (中略) その結果を確実に業務の改 謝 の改善計画の見直しを求めてい 図書館協議会委員に関する規定 果を踏まえて業務 館 法の解説では ĩ 的 に見 と述べて 図書館協 直 すことが 一住 評 の改 識 価に 民」、「公立 会の協力を 必要であ 善方針 加えて、 る。 価 cz た

> 教 任 5 る 活動を行う者 育 命 れ が 0) 0) 7 挙げられてい 関 範 13 係 井 る とし て、 家庭 並 施 び 行 一学 教育 15 規 学識 訓 の向 殺育及び社会 で 経 は 験の 上に資す 委員 あ る

る傾向があった。 会教育の関係者」 関として位置づけ、「学校教育及び社 協議会をもっぱら住民 部の図 書館関係 潜の Ö) 規 沈定を疑 参加 間 で 0) は 間 た め 义 0)

機

館

基盤 見の てお 接な 三条第四号、 は 学校教育や社会教育の 11 を代表する人々として位 ように、 図 より深 ると考えられ 書館 雏 り、 連携 一者は、 を構築しようとするもの 交換を行い、 の運営に際 学校教育と社 . 11 この 意味 れらの関 協力が行 第九号の があ る。 連携 住 しては、 ると考える。 民 係 わ 义 関 会教 者は住 れ 規 [書館 بح 協 係者の間 置づけられて ることを 定に見られ 力の であ 育 义 13 協 書館 う 民 0) 議会 ため 間 0) 用 る で意 意見 公立 求 で 語

委員 館 り ~ であれ することな E 0) が 極的 :含ま ように 学校教育や社 「学校教育及び社会教育 ば 15 れ この規定は必要な 活用すべき ていることは 考えると、 孤 会教 立 し 図書館 育と連 た運営を で あ 合理 る。 的 0) 協 义 で 関 識 斟 係 숲

「書館協議会の設置の現状

(五頁)。 設置状 図 書館協 況は下記のとおりである(準と) 議会の二〇〇八年四月現在

図 書館法に基づく協議会を設置 这町村留角県 七〇 七八・) · 六% 四%

書館法以外の協議会を設置 区町村 道府県 三・九%

館

置 していない

市

六・五%

市区叮村都道府県 一七・六% 三. 五%

図書館の七七・一%で、何らかの形の図 府県立図書館の八二・三%、市区町村立 図書館法以外の協議会を含めて、 回 答·不明 (省略)

都

道

= 図 書館協議会の組織と運営 であるが

かなり設置率は高い。

書館協議会が設置されている。

任意設置

までかなり変化してきている。

义

[書館協議会の組織と運営は、

これ

れは、 (一九九九) の影響が大きい。この法律 7 参加も影響していると思われる。 加した。 制定によって、 男女共同参画社会基本法の制 女性はきわめて少なかったが 最近 女性委員の増加である。 では、 女性の委員が大幅 家庭教育関係者 か ~ 定

> 今では 員に図書館利用者が増え、 を反映しやすくなった。 書館利用率は男性よりも高い の五二・三%が女性である。女性の図 女性が Щ 池内調査では、 ~過半 数を占める 現 利用者の声 ため、 在の 場 委員 委

合も

二六・三%の図書館が公募している。 する上で役立つ。 意見を反映する上で有効であり、 が徐々に増えている。これは、住民の 議会委員に公募委員の枠を設 図書館に対する関心や学習を盛んに に関心の高い住民を選出する図書館 住民参加である。 平山・池内調査では け、 図 住民 図書 館 協

加 書館が傍聴を認め、 ようになった。 民が協議会の議論を聞くことができる 聴 館 容を知ることができるようになった。 館も増えているため、 が可能となったため、関心のある住第三に、情報公開である。住民の傍 『が議事録を公開している。 池 内調査では、 議事録を公開する図書 議論 四九・七%の図 ー % の の詳しい内 図

四 図 書館協議会の取り組

議論の変化について

┉が活発 サービスに変化が乏しく、 来の図 ンス等の定型的なサー ではなかった。 書館協議会では、 図書館 貧出 ビスが中 あ まり議 0) ・レ 運営

論

フ

が求 る理解と配慮が必要である。 心 員には、この二種類のサー 支援の二種類のサービスへの取り組み 図書館は、 課題解決支援サービスが始まって以来 『これからの図書館像』をはじめとする 等に関する報告や質問が中心であった。 この点は、 であっ められている。 たため、 従来の読書支援と課題解決 最近大きく変化している サー 図書館 ビ ス実 ビスに対す 協議会の委 人績、

これからの図書館協議会委員には、 これはバランスを欠いた議論 ことが二つある。ひとつは、 ビスに関する議論の中で、 1 方 図 に理解を示したことである。これは、 1 用 い視野とバランス感覚が求められる。 ス担当者の配置を主張したことがある。 者の この点で、 書館に関する学習の成果である。 ビスに熱心なあまり、 ビスについて学び、ビジネス支援等 図書館職員出身の委員が、児童サ 委員が、 筆者の印象に残って 新聞報道等で新しい 地域支援サー 児童サービ 図書館 である。 6 1 広 サ 利

(二) 図書館サービスについて

館 文字・活字文化 子どもの読 読 第一に、子どもの読書の振興である。 0) 重要なテーマとして次の三点がある。 整 活動 備 推 |書活動の推進に関する法律 学習指導要領改訂による言 進 計 振 興法の制 画 一の策 定、 定、子ども 学校図書

等が 議論の範囲が大きく広がった。 書館 もの読書振興の取り組みの影響である。 わ いでの [書館との間で熱心に意見の交換が行 れるようになった。従来は、 この結果、学校教員の委員から、 中心であったのに対して、 の児童 協 読 力に関する意見が多数 書活動や公立図 サービスや地 地域文庫 書館 公出 さ との 学の支援 公立図 活 動 学 ٤ 連

を担うことができる。 組 0) 力である。 12 公民館図書室への貸出も取り組 . る。 連携・ みを進めるための基盤づくり 第二に、社会教育分野との連携 図書館協議会は、これらの 協力が進み、公立図書館 最近、公立図書館と博 の取り 0) 役割 から 物館 • 協

このような委員の存在が必要である。 や機関との連 負 会によっては、 福祉関係者が委員を務め、 域との連携・ る。 から関連する要望や意見が出され 第三に、 図書館 公立図書館が地域の様々な団 教育以外の分野 の管理運営について 2携・協力を進める上では 協力である。 ビジネス関係者や社会 これらの 図書館: E お け 協 る 体 7 委 議 地

管理 0 主に次の二点が取り組まれている。 者制度の導入の可否について、 合理 に、 化に関する検 指定管理者 討 制 廋 である。 一導入等の 指 図 定 運

> 議会が検討する場合がある。 提案が行われ、それについ 書館長 から諮問 がある場合と、 7 図書館 導入 協 0)

語活動

の充実など、

国を挙げての

子ど

は、 直営の下での図書館の運営やサー な対応を求めてきた。 多くの場合、 急ぐ場合があるが、 二〇〇六年、静岡市立図書館協 改善を求める提案を行ってきた。 地方公共団体は指定管理者の導入を 指 定管理者制度導入の方針に関 冷静 「時間をかけて検討する な議論を進 図書館協議会では、 それとともに、 め、 慎重 ビス 議 す 会

0)

これを参考に慎重な検討を求めた。 ることを求めている。 うに管理運営形態の評価基準を作成す 管理運営形態の考え方」では、 か れ 定管理者制度は導入されなかったほう。 0) ために方針は凍結すべき」という結論 る諮問を受け、 らの からの図書館像 その際、 答申書を提出した。 図書館 委員が参考にしたのが 経営に必要な視点 である。「3. 結果として、 図書館協議会は 次のよ 11 これ 7 指

要があっ スの には、 どのような方法によってサービスの質 の設置目 0) 図 書館 B ような内容・ 具体的 る。 的に照らして、 の管理運営形態を検討する際 その内容としては、 一達成度をどう設定する な評価基準を作成する必 計画 で 図書館 実施するか 図書館 サービ か、

そ

ほか、 考えられる (三四頁)。 民による点検・評価の実施方法などが 蓄積するための取組 運営における責任の所在は明確かどう 情報収集・提供体制をどう整備するか、 をどう確保するか、 運営の中立性・公共性をどう確保する 収集を行うか、 のようにして資料の計画的・ と量を確保し水準の維持を図るか、 画 専門的な職員をどう確保するかの 関係機関等との連携・支援の体制 一的な人材育成の実施、 専門的な知識・技術を継続的に 運営コストの効率性や 住民や地域からの 職員の研修及び 設置者と住 長期的

会は大きな役割を果たしている。 館の直営を維持する上 した図書館協 対して反対 Z 0) ほ か、 Þ 時 議 指定管理 会は 期尚早等の 相当数あり、 で、 者 制 図書館 意思表示を 度 の導入に 協 図 書

これ との成果でもある。 用 書館協議 館 利用し、 くことができたのは、 サー 省 図 は、 0) 書館協議会がこのような結論 参加 ビスを熟知している利用者 この間 会の 利用経験を通じて直営の で情 委員だっ 電報公開 図書館 を進めてきたこ た 実際に図 協議会へ たから で 書 あ の利 义 が 館 を る。 図 書 を 猿

検討するための指針や情報が必要で れとともに、 図 醬 館 運 営を冷 静 あ 1= 2012-6 23一社会教育

| | 育二こ、目7]気食・平面||ることが明らかになった。|

四・五%を占めてい 都道府県立で八六・七%、 市町村立で七 以外の図書館協議会を含む)が最も多く 関の種類では、 村立の三一・ 査では、 である。 ては、 熱心に取り組んでいる。 の協議会では、 外部 全国 道 自己点検 府県立の三一・九%、 機関 五%が行っている。 公共図書館協議会による調 図書館協議会 の意見の る 評価 評価 (四四 四四 作 取 に対する協 業を担うな いり入れ **図** 四五頁)。 圖書館法 外部機 につ 市 万

る必要がある。 としても、 組 みもこれからである。 自 己点 ておらず、 検 図 一書館 評 価 は、 図書館協 評 価に 音館協議会の取りまだ業務として ついて研究す 図書館協議会 0 7

五.図書館協議会の可能性

導入の 意見 地 検 ツ で 育 义 ワー 0) لح 0) | 館協議 是非の検討、 0) おける人々と機関 連 反 価 クの 映、 連 携 0) 協力、 形成を進めつつある。 協力 ②地域の学校 会は、 協力、 0) ⑤ 図 ④ 指· ①住民 五点 ③ 教 書館 定 15 可 管理 公教育、 育以 や利 取 体間 0) n 自己点 外の分 者制 崩 組 社会 のネ 者 み 度 0)

中 司 ウ ンの 書 団 0 傾 比 体 向 0) 率 も減 が 意思決定において 強まり、 少し 义 書館 八員の発 職 ŀ

> する 協 ビ ス 議 会の が 専門 低 用 役割はきわめて 省 下 性を活 する中 0 声 を で、 かすために 反 映 図 重要で 書館 図 は 運 書 あ 义 館 営に サ ĺ 対 館

的 営するには、 木 Oを あ に役立つ図 館 けでは不十分である。『これ る。 像 ある提案を行うことが必要であ 理 な運営方法を提案することが 難 様 解 の中にある地域社会で図 々 特に、 をはじめとする、 、な課題をかかえる一方 書館の 図書館運営に 公立図 利用者の声を反映するだ 在 書 り方を示 館 の新 地域 関して柔軟 からの図書 社会に真 で、 しい役割 し 書 2重要で 館 る。 具体 を運 財 性 政

度活動 に対する 大学) 議会の べている(注九)。 しも芳しくな で は、 運営に は二〇 L 全国 てい 般 について、 15 的 Ō るのだろうか。 \bar{o} 七年に な評 0) 図書館協議会はどの が実情である」と述 価 平野英俊 は 図書館 (中略) 必ず 図 |書館 協 (H 議会 本 協 程

三回 は、 てい 五回 図 以上:二・〇 二 一 九 次の結果となっ るのだろうか 書館 協 · --% 議 儿 会は、 % 四二回回 てい 邓. 年 間 兀 何 回 池 九 八 開 内 調 催 \bigcirc \bigcirc され 査で % %

図 7 \ddot{o} き 経 れ の現状を理 ば 験 年. からは、 回 解することが難 以 上が /望ま 口 で は、 し 13 7

0)

思われる。

可 П れ 協 ん るが、 |数も少 能性が高 議 でいる図 Jυ 殿会も積 章 で挙 ンなく、 そうでない 書 極的 げ 館 た では、 15 課 活]容も従 題 図 に積 動 開 書館 し 催 てい 来通りであ 極 では、 口 的 数も多く ると 1: 取 思 開 n

六.図書館協議会の活性化の方等

換が生まれる状況を期待したい 開 を作 ~ 仕 図ること、 0) Oが てい 活動 活 すること、 必 組 义 書館 成 性 要である。 みを土台に、 る。 実績を集積し、 すること、 化 心のため 協議 の三点を挙げ、この 全国 会の活性化 平野は、 0 会議 協議会同 |各地の図 提案とし 経 錄 図 験 のための 四書館協 |書館協 士の て、 0) 報告書を公 共 情報 会議 有 ような と述 化 議 議 改

80 れとともに、 0) んにすることが 义 方策を提案する。 書館協議 まず会議 会を活性化 必要であ にお するに る。 け つる議論 は、 その た を そ

図響 であ よる情 図 必要である。 委員 書館 る。 館 0) この 、状況を が国の図書館政 収 0) 集とそ 在り方につい ため 知っていること 15 れ は ŧ 7 とづく 図 策 書 B 識 ·先進 館 論 情 が する 職 一員に 必 的 報

図書館政策については、以前よりも

く認 で提供する必要がある。 の収集に努め、 内に企画担当を置き、 識 されるように 委員に なっ わかりやすい 法令や政策資 Ź 4 5 る が

書館 加わってもらうこと。 ため、 0) 員の の職員を問わず、 実情を知る機会が少なくなってい 先進的 て幅広い あるい 次のような工夫が必要である。 出張機会が減少し、 な図書館の事例につい 学識経験者、 知識を持った人に委員に は近隣の図 できれば日本の図 住民、 書館の現 他の図書館 他図書 ·
7 状に は る

提供すること。 て先進図書館の情報を入手し、 第二に、 視察やウェブサイト を 委員に 通

てでも、 でないため、 委員には、 の交流会等を行うことが考えられる。 書館視察会、懇親会、委員と図書館職員と 会議のほかに、委員の館内見学会や先進図 このほか、 議会の議論を理解しやすくなるように、 第三に、 開催回数を増加すること。 年一~二回の会議では十分 図書館の利用 委員が議論しやすく、 委員の人数を若干減 経 験 が 職員が 少な らし 17

供

1

0)

15 义

職 なってくれる人がいるものである ||員に働 きかけて欲 必ず味 方に

おわりに

要であり、 要であることが明らかになった。 ただし、 図書館協議会とい その運営には工夫と努力が必 大きな可 う組織 能性 が は非 あること、 に 重

得るために不可欠である。このような 係者のみならず、広く社会から理解 努力して行きたいと考えている。 い。筆者も、 ターや機関 える協議会委員や住 や学習の アを活用して、 提供は決して十分ではな 「々の学習を支えるための資料や情報 関する学習である。これ |書館や教育委員会の管理 最も重要なのは、 支援を行わなければならな リポジトリ等の新しいメデ 今後、 このような情報の提 このためにさらに 地域で図書館を支 民、 図 6 7 は、 一職の 3書館職 ツイッ 行政関 図書館 員、 を

注・参考文献

用:調查報告書】一九八五、八八頁 表要綱」二〇一二年、二〇一二、四一 - 四四頁 実態調查」『日本図書館情報学会春季研究集会発 (二) 日本図書館協会『図書館協議会の設置と活 (http://www.nier.go.jp/jissen/book/21_28/21_28_05.pdf) (一) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 「平成一三年度図書館に関する基礎資料 タ(平成二〇年度社会教育調査より)」 平山陽菜、 池内淳「図書館協議会に関する

る必

変があ 場合は、

る。

図書館

に余裕

から

な

13

委員が自ら取

り組

まなけ

らない。

意欲のある委員は管理

職 れ な

委員が図

書館 側

に働

きかけ

[書館側でこのような努力が行

わ

七〇、一〇〇頁 西崎恵『図書館法』日本図書館協会、

策」 【日本生涯教育学会年報】 二九、 一一、五七-七一頁 薬袋秀樹「図書館法改正と生涯学習振 二〇〇八

_menu/houdou/18/04/06032701.htm) れからの図書館像〜地域を支える情報拠点をめざし warp.ndl.go.jp/into:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b (六)これからの図書館の在り方検討協力者会議 (報告)』文部科学省、二〇〇六、九四頁

る評価に関する実態調査報告書』二〇〇八年 (平成二○年度)、二○○九、七九頁 (七)全国公共図書館協議会『公立図書館にお

いて」「図書館雑誌」一〇一(二)、二〇〇七・二、 (八) 佐藤英子「静岡市図書館協議会の活動

二〇〇七・二、七八・八一頁 る存在とするために」【図書館雑誌】一〇一(二)、 ||図書館協議会を考える||実効あ

Personal Data

秀樹(みない ひでき) 1948年生まれ。慶應義塾大学経済学部 文学部卒業、東京都立図書館勤務を経て 東京大学大学院教育学研究科博士課程单位 取得退学。図書館情報大学助手、 助教授 (生涯学習教育研究センター -長併任) を経て、大学統合により、現在、筑波大学図 (財) 全日本社会教育連合会理事。

図書館の在り方検討協力者会議委員(主査)として、 21年2月)の作成を担当する。

〈専門分野〉公共図書館論。〈主な著書〉『図書館運動は何を残し たか』(勁草書房、2001)他。〈主な社会的活動〉これからの の図書館像」(平成18年3月)、「図書館職員の研修の充実方策 について」(平成20年6月)、「司書資格取得のために大学にお いて履修すべき図書館に関する科目の在り方について」(平成

書館情報メディア系教授。日本生涯教育学会会

九

25一社会教育 2012-6